平成２２年（フ）第２００号
神奈川県秦野市千村５丁目14番６号サンハイツⅡ201号
債務者　富田比呂美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０６号
神奈川県秦野市鶴巻南３丁目22番８号コスモ芦川Ｂ201号
債務者　熊谷　充弘
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２１２号
神奈川県中郡二宮町中里1037番地の６
債務者　松木　謙一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２１６号
神奈川県南足柄市岩原13番地１　アラモード2002―104
債務者　三枝　貴志
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２５３号
神奈川県平塚市東真土２丁目７番７―302号キャッスルエイト真土
債務者　井槌　浩一（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２６１号
神奈川県平塚市纏676番地の１　エスポワールいずみ231号
債務者　阿部　浩一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２８０号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥４―10―１マンションふたみ102、住民票上の住所神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目10番地の３ＫＭプラザ103
債務者　清水　隆広
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３０１号
神奈川県厚木市長谷825番地８　ヴィラ観音坂102
債務者　星川　儀平
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５８５号
静岡県駿東郡長泉町下土狩180番地の４　鈴木ハイツ102号、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩113番地の１　ウエマツビレッジＡ棟２号
債務者　田中　　修
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
静岡県駿東郡小山町生土414番地
債務者　佐藤絵里香
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
愛知県清須市西須ケ口20番地　ハイツエベメール101
債務者　出雲みどり
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４０号
愛知県東海市名和町緑陽台１番地Ａ205
債務者　黒仁田由紀江
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０５１号
名古屋市守山区小幡南１丁目13番10号　大平マンション206号
債務者　水谷　正時
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６号
京都府舞鶴市字倉谷1790番地１
債務者　政木　淳也
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
大阪府富田林市喜志町１丁目３番42―203号、前住所大阪府富田林市川面町１丁目７番25号103
債務者　高野　健司
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５５１号
堺市北区北花田町３丁39番地７　津村ハイツＢ棟101号
債務者　菱田　　稔
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８０号
堺市南区若松台１丁４番３―202号
債務者　山添　順子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係